

(参考) よくある質問集

○目次

- Q 1 交付申請をしてから交付決定通知書が発行されるまで、どれくらいの期間がかかりますか。
- Q 2 補助金の振り込みは申請をしてからどれくらいで行われますか。
- Q 3 他の団体の補助金を受けることはできますか。
- Q 4 愛知県外の事業者は補助対象となりますか。
- Q 5 個人は補助対象になりますか。
- Q 6 自宅を事業所として業務を行っているため、使用の本拠地が自宅の住所となります
が、この場合は補助金を受けることができますか。
- Q 7 ローン支払でも補助金を受けることができますか。
- Q 8 今年開業したばかりで、前年の確定申告書の写しがない場合の提出物について教えてください。
- Q 9 車検証の所有者を法人に、使用者を法人代表者として登録した場合、補助対象となりますか。
- Q 10 年度末の申請について気を付けるべきことはありますか。
- Q 11 宗教活動で使用するために導入した車両は補助の対象となりますか。

Q 1 交付申請をしてから交付決定通知書が発行されるまで、どれくらいの期間がかかりますか。

A 1 原則として、交付申請を受け付けた翌月に交付決定通知書（事後申請の場合は交付決定兼額の確定通知書）を送付いたします。 例：4月10日の受付→5月に交付決定 ただし、申請が集中した場合は、さらに期間を要する場合もありますので、ご了承ください。

Q 2 補助金の振込は申請をしてからどれくらいで行われますか。

A 2 実績報告の受け付け後に発行する額の確定通知書（事後申請の場合は交付決定兼額の確定通知書）を送付してから2か月程度で振り込まれますが、多少前後する場合があります。

Q 3 他の団体の補助金を受けることはできますか。

A 3 他の団体（国、市町村など）の補助金と併用いただけます。 ただし、営業用車両（緑ナンバー）は、国土交通省の補助金の交付を受ける場合、県の補助額が減額されることがあります（詳細はお問い合わせください）。 また、営業用車両（緑ナンバー）の天然ガス車（トラック・バス）、優良ハイブリッド車（トラック・バス）は国土交通省の補助金と協調補助となり、国土交通省の補助を受けられない場合、県の補助を受けられないのでご注意ください。

Q 4 愛知県外の事業者は補助対象となりますか。

A 4 本社の所在地が愛知県外の事業者であっても、愛知県内の事業所に導入する場合は補助対象となります。 例えば、リース事業者が愛知県の事業者に車両を貸し渡す場合や、愛知県外に本社がある法人が、愛知県内の支社に車両を導入する場合は補助対象となります。 反対に、愛知県内に本社があっても、愛知県外の事業所で導入する場合は補助対象となりません。

Q 5 個人は補助対象になりますか。

A 5 原則、補助対象になりません。ただし、個人事業を営む方が、事業のために車両を使用する場合は補助対象となる場合があります。個人事業主が車両を導入する場合でも、職場への通勤に使用する等、マイカーとして車両を使用する場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

Q 6 自宅を事業所として業務を行っているため、使用の本拠地が自宅の住所となります、この場合は補助金を受けることができますか。

A 6 自宅が事業所であることを客観的に証明できる書類が必要となります。例：市町村が発行する事業所所在地の記載のある事業許可証の写し等。

履歴事項全部証明書等で確認できる場合は追加の書類は不要です。請求書に住所が記載されている、車庫証明が取れる、会社宛ての郵便物が届く等の理由では不可となります。

Q 7 ローン支払でも補助金を受けることができますか。

A 7 年度内に車両代金の全額が販売業者へ支払われており、当該車種の補助金額以上に申請者が車両代金を負担^{*}していれば補助額の全額を受けとることができます。年度内に当該車種の補助額を超える額を申請者が負担しなかった場合は、年度内に申請者が負担した額を補助額の上限額とします。

*車両代金の負担とは頭金及びローンの月々の支払いによる車両代金の支払いを指します。頭金に車両の下取代金は含めません。

【例 1】

申請者Aがローン会社Bのローンを利用して、車両代金（車両価格）300万円の車両を購入。年度末までに150万円はAが支払い、残り150万円をBが支払った。

→ 補助対象

(A あて及び B あての領収書により車両代金全額の支払いが確認できる)

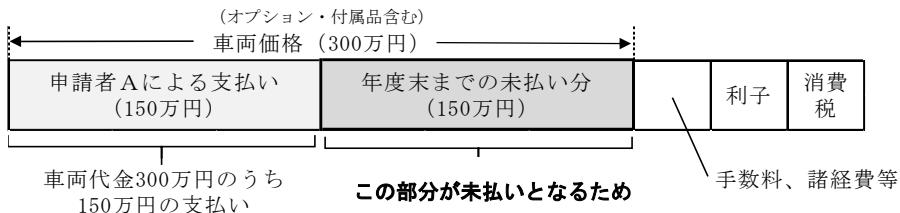
車両価格 (300万円)		
申請者Aによる支払い (150万円)	ローン会社Bによる立替払い (150万円)	利子 消費税
車両代金全額分 (300万円) 支払い済み 手数料、諸経費等		

【例 2】

申請者Aは自動車販売会社Cに車両代金 300 万円の車両を分割払いでの購入。年度内に 150 万円を支払った。

→ **補助対象外**

(支払いが一部未完了で、車両代金全額分の領収書写しを提出できない)

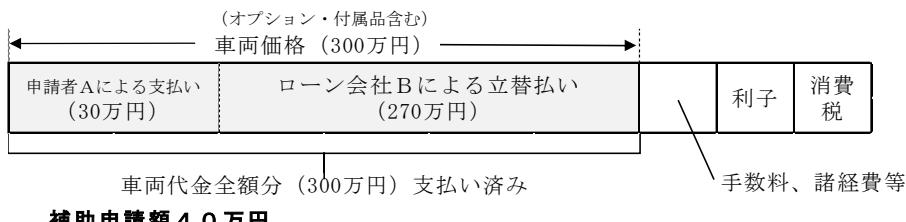


【例 3】

申請者Aがローン会社Bのローンを利用して、車両代金 300 万円の車両を購入。年度末までにAが 30 万円を支払い、残り 270 万円をBが支払った。ただし、この時の補助申請額は 40 万円であった。

→ **補助額が 30 万円に減額**

(申請者Aが支払った額 30 万円が、補助申請額 40 万円に満たないため。)



Q 8 今年開業したばかりで、前年の確定申告書の写しがない場合の提出物について教えてください。

A 8 確定申告書の代わりに、車検証の使用の本拠地で事業を行っていることを客観的に証明できる書類を提出してください。(例: 事業所所在地の記載のある事業許可証の写し等)

Q 9 車検証の所有者を法人に、使用者を法人代表者として登録した場合、補助対象となりますか。

A 9 補助対象とはなりません。車検証の所有者及び使用者は、同一である必要があります。
(リース・所有権留保の場合を除く)

Q10 年度末の申請について気を付けるべきことはありますか。

A10 • 事業完了について

事業の完了（登録と車両代金全額の支払）は同一年度内に行う必要があります。登録日と支払日の年度が異なる場合は、当該年度に加え、翌年度の事業についても補助が受けられなくなりますのでご注意ください。（例 登録日が令和3年3月5日で支払日が令和3年4月5日となる場合などは不可。）

• 提出期限について

導入後申請の書類は、事業完了日から30日以内に提出することになっています。ただし、事業完了日から30日を数えた日が年度をまたぐ場合（4月に差し掛かる場合）は、最終締切日までに提出してください。（例 事業完了日が3月18日の場合、30日を起算した日は4月17日となりますが、年度をまたぐため3月31日までに提出となります。）

要領抜粋

要綱第5第1項ただし書きの規定により申請を行う場合は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日と補助対象事業の完了日の属する年度の3月31日とのいづれか早い日までとする。

Q11 宗教活動で使用するために導入した車両は補助の対象となりますか。

A11 宗教法人等が宗教活動のために導入した車両については補助の対象外となります。

（要綱第3第7項に記載の「中小企業等の事業者」に該当しないため。）